



第 58 期

# 定時株主総会 招集ご通知

2018年3月1日～2019年2月28日

## ▶ 日時

2019年5月24日（金曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

## ▶ 場所

神奈川県厚木市中町二丁目13番1号  
レンブラントホテル厚木 3階 相模中西  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

## 議決権行使期限

株主総会当日にご出席おさしつかえの場合  
は、郵送により、

2019年5月23日（木曜日）午後5時まで  
に議決権を行使くださいますようお願い申し  
あげます。

## Contents

■ 第58期定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	20
■ 計算書類	32
■ 監査報告書	43
■ 株主総会参考書類	49
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	

株式会社放電精密加工研究所

証券コード：6469

証券コード 6469  
2019年5月8日

株 主 各 位

神奈川県厚木市飯山3110番地  
株式会社放電精密加工研究所  
代表取締役社長 工 藤 紀 雄

## 第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2019年5月23日（木曜日）午後5時まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2019年5月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号  
レンブラントホテル厚木3階 相模中西  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
1. 第58期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第58期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hsk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

また、当日は本株主総会終了後、同会場にて株主懇談会を開催いたしますので、合せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するなど、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら相次ぐ自然災害や米中貿易摩擦などの影響により、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く業界動向は、航空宇宙関連、環境・エネルギー関連および機械設備関連が、前期に比べ好調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、得意先への取引深耕に努め、また、経費の見直しや生産効率の向上のための業務改善を実施し、競争力の強化のための経営の効率化に取り組み、利益創出に向けた対策を全力で実行いたしました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は11,686百万円（前年同期比9.7%増）の増収となりました。利益につきましては、航空機エンジン部品および産業用ガスタービン関連部品の増収に加え、成田事業所の爆発火災事故に伴う代替生産による原価高が解消されたことなどから、営業利益は955百万円（同145.6%増）、経常利益は1,030百万円（同119.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は709百万円（同100.0%増）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

#### 【放電加工・表面処理】

放電加工・表面処理は、航空宇宙関連の圧縮機・燃焼器部品、環境・エネルギー関連の産業用ガスタービン部品加工などの売上高が増加したことなどから、前年同期と比べ増収となりました。

その結果、放電加工・表面処理全体では増収となり、売上高は5,531百万円（前年同期比17.5%増）となりました。

#### 【金型】

金型は、住宅関連のアルミ押出用金型および樹脂押出用金型の売上高が減少いたしましたが、自動車排気ガス浄化用のセラミックスハニカム押出用金型の売上高が増加したことなどから、前年同期と比べ増収となりました。

その結果、金型全体では増収となり、売上高は4,289百万円（同5.5%増）となりました。

#### 【機械装置等】

機械装置等は、前期から続く自動車部品の減産の影響により交通輸送関連のプレス部品加工の売上高が減少いたしましたが、デジタルサーボプレス機などの売上高が増加いたしました。

その結果、機械装置等全体では減収となり、売上高は1,866百万円（同0.7%減）となりました。

なお、当連結会計年度における事業の種類別セグメント売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 事業区分      | 第 57 期<br>(2017年3月1日から<br>2018年2月28日まで) |       | 第 58 期<br>(当連結会計年度)<br>(2018年3月1日から<br>2019年2月28日まで) |       |
|-----------|-----------------------------------------|-------|------------------------------------------------------|-------|
|           | 金額                                      | 構成比率  | 金額                                                   | 構成比率  |
|           |                                         | %     |                                                      | %     |
| 放電加工・表面処理 | 4,709                                   | 44.2  | 5,531                                                | 47.3  |
| 金 型       | 4,065                                   | 38.2  | 4,289                                                | 36.7  |
| 機 械 装 置 等 | 1,879                                   | 17.6  | 1,866                                                | 16.0  |
| 合 計       | 10,654                                  | 100.0 | 11,686                                               | 100.0 |

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は510百万円となります。その主なものは厚木事業所生産設備144百万円、名古屋事業所生産設備131百万円、飯山事業所生産設備59百万円、その他は各事業所の生産設備の更新によるものであります。

③ 重要な資金調達の状況

特記事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

| 区 分                       | 第 55 期<br>(2016年2月期) | 第 56 期<br>(2017年2月期) | 第 57 期<br>(2018年2月期) | 第 58 期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年2月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 9,794                | 10,067               | 10,654               | 11,686                            |
| 営業利益 (百万円)                | 128                  | 381                  | 389                  | 955                               |
| 経常利益 (百万円)                | 90                   | 400                  | 469                  | 1,030                             |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 53                   | 237                  | 354                  | 709                               |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 7.33                 | 32.79                | 48.95                | 97.91                             |
| 総資産 (百万円)                 | 14,999               | 15,140               | 14,977               | 15,212                            |
| 純資産 (百万円)                 | 6,636                | 6,941                | 7,199                | 7,683                             |

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名     | 資本金<br>千円 | 当社の議決権比率<br>% | 主要な事業内容        |
|---------|-----------|---------------|----------------|
| 株式会社ミヤギ | 95,800    | 100           | 金属プレス用金型の製造・販売 |

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、長期ビジョンとして「当社グループに関わる全ての人々の満足度の高い企業」を掲げ、「常に信頼と感動を与える企業へー「個の力」から「組織の力」にすることで未来に繋げる放電精密のものづくり」を「中期経営計画2019」のスローガンとして、以下の重点方針に基づき事業の拡大を目指してまいります。

- ①安心で健康的な職場づくり
- ②事業の選択と集中
- ③新たな価値を提供できるものづくり革進
- ④技術・技能伝承と人財定着と育成充実
- ⑤ガバナンスの強化

##### ① 安心で健康的な職場づくり

当社グループは、「安全と衛生の確保が全ての事業活動の原点」を理念に掲げ、当社グループにおけるあらゆる労働災害を絶滅するべく、全社の安全衛生活動をより一層強化のうえ、継続的に推進してまいります。

##### ② 事業の選択と集中

当社グループは、未来への布石として注力すべき事業分野を選択していきます。まずは、推進中の航空機エンジン部品事業の本格生産の体制を整え早期に黒字化していきます。さらにデジタルサーボプレスZENFormerによる次世代のものづくりの確立を加速し、クロムフリー塗料ZECCOAT・セラミックスハニカム押出用金型を中心とした環境対応製品にも注力していきます。

##### ③ 新たな価値を提供できるものづくり革進

当社グループは、ものづくりに新たな価値を提供できるよう、将来を見据えた投資を推進していきます。既存事業においては、省力・省人化、自動化、工程集約により、磐石の事業へと安定化させていきます。また、ICT（情報通信技術）を活用して、新技術の開発と業務改革を推進していきます。

##### ④ 技術・技能伝承と人財定着と育成充実

当社グループは、これまで培ってきた技術・技能を次の世代に確実に伝承し、持続的に成長できる企業を目指します。次世代のリーダーとして若手の成長を促進し、世界に通用する人財として育成していきます。



## ⑤ ガバナンスの強化

当社グループは、社会の一員としてステークホルダー（当社グループに関わる全ての人々）全体の利益を守るため、コンプライアンス（法令遵守）とリスクマネジメント（危機管理）を徹底し、コーポレートガバナンス（企業統治）体制の強化を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（2019年2月28日現在）

当社グループは、金型および機械部品・金属製品等の製造および受託加工ならびに販売を行っております。

| 事業内容      | 主要製品                                                          |
|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 放電加工・表面処理 | 産業用ガスタービン部品<br>航空機エンジン部品<br>その他各種金属製品の受託加工<br>クロムフリー塗料        |
| 金型        | アルミ押出用金型および付属品<br>セラミックスハニカム押出用金型および付属品                       |
| 機械装置等     | プレス複合加工システム、デジタルサーボプレス<br>プレス部品の受託加工<br>金属プレス用金型および金属プレス用金型部品 |

(6) 主要な営業所および工場 (2019年2月28日現在)

|      |                                      |             |                  |
|------|--------------------------------------|-------------|------------------|
| 当    | 社                                    | 本 社         | 神奈川県厚木市飯山3110番地  |
|      |                                      | 厚 木 事 業 所   | 神奈川県厚木市          |
|      |                                      | 飯 山 事 業 所   | 神奈川県厚木市          |
|      |                                      | 成 田 事 業 所   | 千葉県山武郡           |
|      |                                      | 名 古 屋 事 業 所 | 愛知県春日井市          |
|      |                                      | 春 日 井 事 業 所 | 愛知県春日井市          |
|      |                                      | 小 牧 事 業 所   | 愛知県小牧市           |
|      |                                      | 岡 山 事 業 所   | 岡山県赤磐市           |
|      |                                      | 座 間 事 業 所   | 神奈川県座間市          |
| 子会社  | 株 式 会 社 ミ ヤ ギ                        | 本 社         | 神奈川県座間市          |
|      |                                      | 工 場         | 福井県三方上中郡         |
| 関連会社 | KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO., LTD. | 本 社 場       | タイ国 Pathumthani県 |
|      | 天 津 和 興 機 電 技 術 有 限 公 司              | 本 社 場       | 中国 天津市西青区        |

**(7) 従業員の状況** (2019年2月28日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数        | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 435名 (159名) | 24名増 (1名減)  |

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

| 従業員数        | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|------------|-------|--------|
| 412名 (137名) | 26名増 (2名減) | 39.3歳 | 11.5年  |

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2019年2月28日現在)

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,856百万円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 678      |
| 株式会社三井住友銀行  | 439      |
| 株式会社横浜銀行    | 128      |
| 日本生命保険相互会社  | 140      |

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年2月28日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 13,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,407,800株  |
| ③ 株主数      | 3,480名      |
| ④ 上位10名の株主 |             |

| 株 主 名                           | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|-------|---------|
| 東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 (株)         | 733千株 | 10.13%  |
| 放 電 精 密 加 工 研 究 所 社 員 持 株 会     | 359   | 4.97    |
| (株) 三 菱 U F J 銀 行               | 325   | 4.49    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) | 294   | 4.06    |
| 二 村 山 林 有 限 会 社                 | 272   | 3.76    |
| 有 限 会 社 善                       | 239   | 3.30    |
| 細 江 廣 太 郎                       | 217   | 3.00    |
| 二 村 勝 彦                         | 209   | 2.89    |
| 三 菱 日 立 パ ワ ー シ ス テ ム ズ (株)     | 200   | 2.76    |
| 二 村 昭 二                         | 182   | 2.52    |

(注) 持株比率は、自己株式(165,381株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況 (2019年2月28日現在)

- ① 新株予約権の概要  
該当事項はありません。
- ② 当社役員が保有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（2019年2月28日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                             |
|---------|---------|-----------------------------------------------------------|
| 取締役会長   | 二 村 勝 彦 |                                                           |
| 代表取締役社長 | 工 藤 紀 雄 |                                                           |
| 常務取締役   | 能 條 日出人 | MPソリューション関東事業部及び<br>KYODO DIE-WORKS(THAILAND) CO.,LTD. 担当 |
| 常務取締役   | 大 村 亮   | 管理部長、情報開示担当                                               |
| 取 締 役   | 安 藤 洋 平 | MPソリューション中部事業部及び品質システム管理室担当                               |
| 取 締 役   | 細 江 廣太郎 | 事業開発部長、事業推進担当                                             |
| 取 締 役   | 矢 部 純   | 産業メカトロニクス事業部及び株式会社ミヤギ担当                                   |
| 取 締 役   | 瀧 川 浩 二 | MPソリューション東関東事業部及び原動機事業部担当                                 |
| 取 締 役   | 津 倉 眞   | 公認会計士                                                     |
| 常勤監査役   | 藤 江 勝 治 |                                                           |
| 監 査 役   | 高 芝 利 仁 | 弁護士                                                       |
| 監 査 役   | 松 本 光 博 | 公認会計士                                                     |

- (注) 1. 取締役 津倉 眞氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 高芝 利仁および松本 光博の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 高芝 利仁氏は、金融商品取引所に届出を行っている独立役員であります。  
 4. 監査役 松本 光博氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としておりません。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額         |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(1) | 156百万円<br>(6) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 22<br>(12)    |
| 合 計                | 12        | 179           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年5月29日開催の第52期定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2009年5月26日開催の第48期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

## 八. 当事業年度における主な活動状況

### 1) 取締役会および監査役会への出席状況

|           | 出席回数                                                       | 出席率          |
|-----------|------------------------------------------------------------|--------------|
| 取締役 津倉 眞  | (2017年5月26日就任)<br>取締役会17回開催 うち 16回出席                       | 94%          |
| 監査役 高芝 利仁 | (2009年5月26日就任)<br>取締役会17回開催 うち 17回出席<br>監査役会13回開催 うち 13回出席 | 100%<br>100% |
| 監査役 松本 光博 | (2014年8月29日就任)<br>取締役会17回開催 うち 17回出席<br>監査役会13回開催 うち 13回出席 | 100%<br>100% |

### 2) 取締役会における発言状況

社外取締役 津倉 眞氏は、主に経営的・会計的な見地から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。また、社外監査役 高芝 利仁氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、社外監査役 松本 光博氏は、主に公認会計士としての専門的な見地から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。

### 3) 監査役会における発言状況

社外監査役 高芝 利仁氏は、主に弁護士としての専門的な見地から、社外監査役 松本 光博氏は、主に公認会計士としての専門的な見地から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人 保森会計事務所  
② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 24百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24    |

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人保森会計事務所は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。



## (5) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針

当社は、2015年5月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針を次のとおり改定いたしており、その内容の概要は以下のとおりであります。なお、当社は決算期末に取締役会にて本方針の内容について確認を行っており、第58期は2019年2月15日開催の取締役会において当該事業年度では本方針の改定は行わないことを確認いたしました。

### ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社および子会社（以下「当社グループ」という）は、企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、H S Kグループ企業行動憲章を定め、それを当社グループ全役職員に徹底させる。
- ロ. 当社グループは、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の浸透を図るべく啓蒙教育を実施する。
- ハ. 当社グループは、コンプライアンス上疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談できる窓口を社内および社外に設置するとともに、通報・相談内容を秘密として厳守し、通報・相談者に対して不利な取扱いを行わない。
- ニ. 内部監査組織として、当社社長の直轄部門とする監査室を設置する。監査室は、法令の遵守状況および業務活動の効率性などについて、監査役とも連携しつつ当社各部門および子会社に対し内部監査を実施し、業務改善に向けて具体的に助言・勧告を行う。

### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、文書の作成、保存および廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切に保存および管理を行う。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、自社の事業活動、経営環境、会社財産の状況等を踏まえ、全社にわたり予見されるリスクの識別、分析、評価を行える体制を構築する。さらに経営環境・金融環境の変化、企業のグローバル化、法的規制等の経営環境変化への対応力を備えたリスク管理体制を構築する。各事業部門および子会社において、責任者は関連する危機を分析し、それぞれの対処方針を策定する。グループ全体の危機管理対応状況については、経営会議において総括的に把握のうえ対処方針を検証する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ロ. 経営に関する重要事項については、常務以上ならびに監査役をメンバーとする経営会議を月1回以上開催し、その審議を経て取締役会で執行決定を行うものとする。
  - ハ. 業務の運営に関しては、中期経営計画および年度計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役ならびに各事業部門および子会社の責任者等で構成される事業部長会を月1回以上開催し、定期的に各事業部門および子会社より業務の運営状況および業績に係わる重要事項について報告させ、取締役の職務の執行を迅速かつ具体的に実施させるものとする。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループの企業行動憲章に基づき、当社グループ一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、当社グループの方針に沿ったコンプライアンス体制の強化および教育を行う。
  - ロ. 各子会社における業務の運営に関しては、グループ方針に沿った年度計画を立案するとともに、取締役会を適宜開催し重要事項の決定を行い、取締役の職務の執行を迅速かつ具体的に実施させるものとする。
  - ハ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、経営に関する重要事項については、遅滞なくこれを報告させ、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。
  - ニ. 監査室は子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役および当社の取締役に報告する。
  - ホ. 月1回以上開催する取締役ならびに各事業部門および子会社の責任者等で構成される事業部長会において、子会社は随時出席のうえ、業務の運営状況および業績に係わる重要事項について報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項とその独立性に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くものとし、その従業員は監査役の指示を最優先に実行するものとする。なお、従業員の任命、異動、評価、懲戒等を行う場合は、監査役会の同意を必要とし、当該従業員の取締役からの独立性を確保するものとする。

- ⑦ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 重要会議への出席

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役会が定める監査計画および職務の分担に従い、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

ロ. 取締役および従業員の報告義務

当社グループの取締役および従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会、経営会議、その他重要な会議の重要な付議事項ならびに決定事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、法令および社内規程に基づき監査役に報告するものとし、またその報告を理由に報告者に対して不利な取扱いを行わないものとする。

ハ. 監査役はその独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査室および会計監査人と協議および意見交換するなど、密接な連携を保ちながら監査成果の達成を図る。

二. 監査役の監査にかかる費用については当社が負担するものとする。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制の有効性の評価、かつ内部統制報告書の適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価および是正を行う。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、企業行動憲章および企業倫理規程に反社会的勢力排除に関する旨を定め、当社および子会社の役職員に周知徹底を図り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。

## **(6) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概況**

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりであります。

取締役の職務執行については、取締役会は法令、定款、企業行動憲章および企業倫理規程に則って運営されており、コンプライアンスおよびリスク管理に関しては、取締役および部門責任者によって構成される委員会をそれぞれ設置し対応しております。

監査役の監査については、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席、また会計監査人や内部監査部門との積極的な情報交換を行うなど、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

反社会的勢力排除に向けた体制については、企業行動憲章および企業倫理規程にて基本方針を定め、当社および子会社の役職員に周知徹底を図っております。

## **(7) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                   | <b>負 債 の 部</b>         |                   |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>5,884,849</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>3,823,930</b>  |
| 現金及び預金          | 945,008           | 支払手形及び買掛金              | 1,218,585         |
| 受取手形及び売掛金       | 2,903,847         | 短期借入金                  | 1,302,995         |
| 電子記録債権          | 695,871           | リース債務                  | 132,492           |
| 商品及び製品          | 8,556             | 未払法人税等                 | 275,209           |
| 仕掛品             | 674,208           | 賞与引当金                  | 247,312           |
| 原材料及び貯蔵品        | 440,592           | その他の                   | 647,333           |
| 未収入金            | 14,664            |                        |                   |
| 繰延税金資産          | 126,963           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>3,705,049</b>  |
| その他             | 75,762            | 長期借入金                  | 1,987,510         |
| 貸倒引当金           | △626              | 長期未払金                  | 56,212            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>9,327,341</b>  | リース債務                  | 338,939           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,550,066</b>  | 退職給付に係る負債              | 1,255,041         |
| 建物及び構築物         | 2,490,721         | 資産除去債務                 | 40,525            |
| 機械装置及び運搬具       | 1,904,982         | デリバティブ債務               | 26,821            |
| 土地              | 2,793,698         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>7,528,979</b>  |
| リース資産           | 201,316           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| 建設仮勘定           | 46,352            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>7,740,407</b>  |
| その他             | 112,993           | 資本金                    | 889,190           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>315,147</b>    | 資本剰余金                  | 778,642           |
| ソフトウェア          | 68,908            | 利益剰余金                  | 6,183,601         |
| リース資産           | 236,932           | 自己株式                   | △111,025          |
| その他             | 9,307             | その他の包括利益累計額            | △57,196           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,462,128</b>  | その他有価証券評価差額金           | 44,361            |
| 投資有価証券          | 834,407           | 繰延ヘッジ損益                | △18,619           |
| 繰延税金資産          | 528,103           | 為替換算調整勘定               | 28,467            |
| その他             | 122,027           | 退職給付に係る調整累計額           | △111,405          |
| 貸倒引当金           | △22,410           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>7,683,211</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>15,212,191</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>15,212,191</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額        |
|---------------------|------------|
| 売上高                 | 11,686,817 |
| 売上原価                | 8,722,372  |
| 売上総利益               | 2,964,444  |
| 販売費及び一般管理費          | 2,008,976  |
| 営業利益                | 955,468    |
| 営業外収益               | 122,227    |
| 受取利息及び配当金           | 4,994      |
| 賃貸受取割引料             | 11,736     |
| 持分法による投資利益          | 3,932      |
| その他の                | 96,597     |
| 営業外費用               | 47,625     |
| 支払利息費用              | 36,877     |
| 賃貸替差損               | 6,023      |
| シンジケートローン手数料        | 2,722      |
| その他の                | 1,000      |
| 経常利益                | 1,030,069  |
| 特別利益                | 611        |
| 固定資産売却益             | 611        |
| 特別損失                | 11,742     |
| 固定資産売却損             | 2,293      |
| 固定資産除却損             | 4,542      |
| 厚生年金基金解散に伴う従業員特別給付金 | 4,907      |
| 税金等調整前当期純利益         | 1,018,938  |
| 法人税、住民税及び事業税        | 323,895    |
| 法人税等調整額             | △14,039    |
| 当期純利益               | 709,082    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | 709,082    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |           |          |           |
|-------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高               | 889,190 | 778,642 | 5,583,156 | △110,916 | 7,140,072 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当             | -       | -       | △108,637  | -        | △108,637  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         | -       | -       | 709,082   | -        | 709,082   |
| 自 己 株 式 の 取 得           | -       | -       | -         | △109     | △109      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | -       | -       | -         | -        | -         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -       | 600,445   | △109     | 600,335   |
| 当 期 末 残 高               | 889,190 | 778,642 | 6,183,601 | △111,025 | 7,740,407 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |            |                  |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------------|------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損 | 為替換<br>算調整<br>勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 72,032                | △25,098    | 36,069           | △23,525          | 59,477            | 7,199,549 |
| 当 期 変 動 額               |                       |            |                  |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当             | -                     | -          | -                | -                | -                 | △108,637  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         | -                     | -          | -                | -                | -                 | 709,082   |
| 自 己 株 式 の 取 得           | -                     | -          | -                | -                | -                 | △109      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △27,670               | 6,478      | △7,602           | △87,880          | △116,673          | △116,673  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △27,670               | 6,478      | △7,602           | △87,880          | △116,673          | 483,661   |
| 当 期 末 残 高               | 44,361                | △18,619    | 28,467           | △111,405         | △57,196           | 7,683,211 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社ミヤギ

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・関連会社の名称 KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD.

##### ② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・持分法非適用の関連会社数 1社
- ・関連会社の名称 天津和興機電技術有限公司（中国）
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

##### ③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、連結計算書類の作成にあたっては、持分法適用会社の直近の事業年度にかかる計算書類を使用しております。なお、決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行うこととしております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社ミヤギの決算日は連結決算日と同日であります。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### (イ) 有価証券

- ・その他有価証券
- 時価のあるもの …………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算出）
- 時価のないもの …………… 総平均法による原価法



- (ロ) デリバティブ …………… 時価法
- (ハ) たな卸資産
  - ・仕掛品 …………… 主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）
  - ・製品・原材料及び貯蔵品 …… 主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く） …………… 建物（建物附属設備を除く）は主として定額法、建物以外は主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～31年  
 機械装置及び運搬具 7～11年

- (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法  
 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (ハ) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 …………… 当社および連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 …………… 当社および連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

### ④ 重要なヘッジ会計の方法

- (イ) ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象 …………… ヘッジ手段 …………… 金利スワップ  
ヘッジ対象 …………… 借入金の支払利息
- (ハ) ヘッジ方針 …………… 借入金利変動リスクを固定する目的で行っております。
- (ニ) ヘッジの有効性評価の方法 …………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差……………数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(ロ) 消費税等の会計……………消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産および担保に関わる債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 1,562,698千円 |
| 土地      | 1,847,866   |
| 合計      | 3,410,564千円 |

担保に関わる債務は、次のとおりであります。

|       |             |
|-------|-------------|
| 短期借入金 | 1,104,995千円 |
| 長期借入金 | 1,887,510   |
| 合計    | 2,992,506千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,259,638千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 連結損益計算書に関する注記

たな卸資産評価損

収益性の低下に基づく簿価切り下げに伴うたな卸資産評価損は、売上原価に55,220千円含まれております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度<br>当首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度<br>末株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 |                     |                     |                     |                    |
| 普通株式  | 7,407,800           | —                   | —                   | 7,407,800          |
| 自己株式  |                     |                     |                     |                    |
| 普通株式  | 165,297             | 84                  | —                   | 165,381            |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加84株は単元未満株式の買取による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2018年5月25日開催の第57期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 108,637千円
- ・ 1株当たり配当額 15.0円
- ・ 基準日 2018年2月28日
- ・ 効力発生日 2018年5月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年5月24日開催予定の第58期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 159,333千円
- ・ 1株当たり配当額 22.0円
- ・ 基準日 2019年2月28日
- ・ 効力発生日 2019年5月27日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として預金等を中心として元本が保証されるか若しくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。また、資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理によってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。短期借入金および長期借入金については、当社管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引は社内ルールに従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。(注) 2参照)

|                       | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金            | 945,008            | 945,008    | —          |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 2,903,847          | 2,903,847  | —          |
| (3) 電子記録債権            | 695,871            | 695,871    | —          |
| (4) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 202,425            | 202,425    | —          |
| 資産計                   | 4,747,153          | 4,747,153  | —          |
| (1) 支払手形及び買掛金         | 1,218,585          | 1,218,585  | —          |
| (2) 短期借入金             | 730,000            | 730,000    | —          |
| (3) 長期借入金 (※1)        | 2,560,506          | 2,562,301  | 1,795      |
| (4) リース債務 (※2)        | 471,431            | 471,431    | —          |
| 負債計                   | 4,980,523          | 4,982,318  | 1,795      |
| デリバティブ                | 26,821             | 26,821     | —          |

※1. 長期借入金は、1年以内返済長期借入金を含めて表示しております。

※2. リース債務は、リース債務（流動負債）を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (4) リース債務

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリースを締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## デリバティブ

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された時価等によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分                | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------------------|-----------------|
| 非上場株式※1           | 8,850           |
| 関係会社株式 (非上場株式) ※1 | 623,132         |
| 長期未払金※2           | 56,212          |

※1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

※2 長期未払金は、退職金の支払時期が未確定であり、時価を合理的に算定できないため、時価開示の対象とはしておりません。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産との比較において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,060円86銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 97円91銭    |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### 連結子会社の吸収合併

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、2019年6月1日を効力発生日として、当社完全子会社である株式会社ミヤギを吸収合併することを決議し、同日付けで合併契約書を締結いたしました。

### (1)取引の概要

#### ①被合併企業の名称および当該事業の内容

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 被合併会社の名称 | 株式会社ミヤギ              |
| 事業の内容    | 金属プレス用金型、システム金型の製造販売 |

#### ②企業結合日

2019年6月1日

#### ③企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社ミヤギを消滅会社とする吸収合併とします。

#### ④その他取引の概要に関する事項

本合併は一体的な事業運営体制を構築することによる企業価値の更なる向上、経営判断の迅速化をめざすものであります。

### (2)会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

## 9. その他の注記

該当事項はありません。



## 貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|----------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>       |                   | <b>負 債 の 部</b>   |                   |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>5,362,373</b>  | <b>流 動 負 債</b>   | <b>3,671,228</b>  |
| 現金及び預金               | 672,969           | 支払手形             | 403,583           |
| 受取手形                 | 207,104           | 買掛金              | 758,254           |
| 電子記録債権               | 658,980           | 短期借入金            | 700,000           |
| 売掛金                  | 2,528,543         | 1年以内返済予定借入金      | 572,995           |
| 商品及び製品               | 3,948             | 長期借入金            | 116,254           |
| 仕掛品                  | 636,386           | 未払金              | 387,305           |
| 材料及び貯蔵品              | 439,999           | 未払費用             | 52,350            |
| 未収入金                 | 13,994            | 未払法人税等           | 255,817           |
| 繰延税金資産               | 124,848           | 未払消費税等           | 137,877           |
| その他の金融資産             | 75,632            | 預り金              | 21,749            |
| 貸倒引当金                | △33               | 与引当金             | 239,112           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>8,619,294</b>  | その他の負債           | 25,926            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>7,367,416</b>  | <b>固 定 負 債</b>   | <b>3,437,614</b>  |
| 建築物                  | 2,394,917         | 長期借入金            | 1,987,510         |
| 構築物                  | 76,648            | 長期未払金            | 54,340            |
| 機械装置                 | 1,888,022         | 長期借入金            | 291,744           |
| 車両運搬具                | 4,993             | 退職給付引当金          | 1,036,673         |
| 工具器具備品               | 111,648           | 資産除去債務           | 40,525            |
| 土地                   | 2,703,319         | デリバティブ債務         | 26,821            |
| リース資産                | 142,274           | <b>負 債 合 計</b>   | <b>7,108,842</b>  |
| 建設仮勘定                | 45,591            | <b>純 資 産 の 部</b> |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>310,475</b>    | <b>株 主 資 本</b>   | <b>6,847,082</b>  |
| ソフトウェア               | 65,400            | 資本金              | 889,190           |
| リース資産                | 236,932           | 資本剰余金            | 778,642           |
| その他の資産               | 8,142             | 資本準備金            | 757,934           |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>941,402</b>    | その他資本剰余金         | 20,708            |
| 投資有価証券               | 211,275           | <b>利 益 剰 余 金</b> | <b>5,290,276</b>  |
| 関係会社株                | 173,500           | 利益準備金            | 125,100           |
| 関係会社出資               | 8,505             | その他利益剰余金         | 5,165,176         |
| 長期前払費用               | 2,099             | 別途積立金            | 4,345,000         |
| 敷金・保証金               | 18,466            | 繰越利益剰余金          | 820,176           |
| 保険積立金                | 57,000            | <b>自 己 株 式</b>   | <b>△111,025</b>   |
| 繰延税金資産               | 457,260           | 評価・換算差額等         | 25,742            |
| その他の金融資産             | 26,795            | その他有価証券評価差額金     | 44,361            |
| 貸倒引当金                | △13,500           | 繰延ヘッジ損益          | △18,619           |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>13,981,667</b> | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>6,872,825</b>  |
|                      |                   | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>13,981,667</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額        |
|----------------------|------------|
| 売上高                  | 11,065,658 |
| 売上原価                 | 8,299,974  |
| 売上総利益                | 2,765,684  |
| 販売費及び一般管理費           | 1,909,077  |
| 営業利益                 | 856,606    |
| 営業外収益                | 68,170     |
| 営業外費用                | 46,727     |
| 経常利益                 | 878,049    |
| 特別利益                 | 611        |
| 固定資産売却益              | 611        |
| 特別損失                 | 11,742     |
| 固定資産売却損              | 2,293      |
| 固定資産除却損              | 4,542      |
| 厚生年金基金解散に伴う従業員等特別給付金 | 4,907      |
| 税引前当期純利益             | 866,918    |
| 法人税、住民税及び事業税         | 292,403    |
| 法人税等調整額              | △14,091    |
| 当期純利益                | 588,606    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から  
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

|                      | 株 主 資 本 |           |          |         |           |           |          |           |          |           |
|----------------------|---------|-----------|----------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
|                      | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |          |         | 利 益 剰 余 金 |           |          |           | 自己株式     | 株主資本合計    |
|                      |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金  | 利益剰余金合計  | 利益剰余金合計   |          |           |
|                      |         |           |          |         |           | 別途積立金     | 繰越利益剰余金  |           |          |           |
| 当期首残高                | 889,190 | 757,934   | 20,708   | 778,642 | 125,100   | 4,245,000 | 440,208  | 4,810,308 | △110,916 | 6,367,223 |
| 当期変動額                |         |           |          |         |           |           |          |           |          |           |
| 別途積立金の積立             | -       | -         | -        | -       | -         | 100,000   | △100,000 | -         | -        | -         |
| 剰余金の配当               | -       | -         | -        | -       | -         | -         | △108,637 | △108,637  | -        | △108,637  |
| 当期純利益                | -       | -         | -        | -       | -         | -         | 588,606  | 588,606   | -        | 588,606   |
| 自己株式の取得              | -       | -         | -        | -       | -         | -         | -        | -         | △109     | △109      |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額(純額) | -       | -         | -        | -       | -         | -         | -        | -         | -        | -         |
| 当期変動額合計              | -       | -         | -        | -       | -         | 100,000   | 379,968  | 479,968   | △109     | 479,859   |
| 当期末残高                | 889,190 | 757,934   | 20,708   | 778,642 | 125,100   | 4,345,000 | 820,176  | 5,290,276 | △111,025 | 6,847,082 |

|                      | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |                | 純資産合計     |
|----------------------|-----------------|---------|----------------|-----------|
|                      | 其他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                | 72,032          | △25,098 | 46,933         | 6,414,157 |
| 当期変動額                |                 |         |                |           |
| 別途積立金の積立             | -               | -       | -              | -         |
| 剰余金の配当               | -               | -       | -              | △108,637  |
| 当期純利益                | -               | -       | -              | 588,606   |
| 自己株式の取得              | -               | -       | -              | △109      |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額(純額) | △27,670         | 6,478   | △21,191        | △21,191   |
| 当期変動額合計              | △27,670         | 6,478   | △21,191        | 458,667   |
| 当期末残高                | 44,361          | △18,619 | 25,742         | 6,872,825 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
- 子会社株式および関連会社株式 … 総平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算出）
    - 時価のないもの …… 総平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準 …… 時価法
- (3) たな卸資産の評価基準および評価方法
- ① 仕掛品 …… 主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）
  - ② 製品・原材料及び貯蔵品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 …… 建物（建物附属設備は除く）は主として定額法、建物以外は主として定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 7～31年 |
| 機械装置 | 7～11年 |
  - ② 無形固定資産 …… 定額法  
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (5) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
- (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (ロ) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法  
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 …… ヘッジ手段 … 金利スワップ  
ヘッジ対象 … 借入金の支払利息
- ③ ヘッジ方針 …………… 借入金利変動リスクを固定する目的で行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理  
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産および担保に関わる債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 1,562,698千円 |
| 土地 | 1,847,866   |
| 合計 | 3,410,564千円 |

担保に関わる債務は、次のとおりであります。

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 600,000千円   |
| 1年以内返済予定長期借入金 | 504,995     |
| 長期借入金         | 1,887,510   |
| 合計            | 2,992,506千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,075,631千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(3) 圧縮記帳

建物、機械装置及び工具器具備品の貸借対照表計上額は、国庫補助金等による圧縮記帳額550,647千円を控除して表示しております。

(4) 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証を行っております。

|         |          |
|---------|----------|
| 株式会社ミヤギ | 30,000千円 |
|---------|----------|

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 11,491千円 |
| 短期金銭債務 | 6,436千円  |

### 3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引
- |            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 38,566千円 |
| 仕入高        | 69,777千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 42,899千円 |
- (2) たな卸資産評価損  
収益性の低下に基づく簿価切り下げに伴うたな卸資産評価損は、売上原価に53,245千円含まれております。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

|         | 当事業年度期首<br>株 式 数 (株) | 当事業年度増加<br>株 式 数 (株) | 当事業年度減少<br>株 式 数 (株) | 当事業年度末<br>株 式 数 (株) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普 通 株 式 | 165,297              | 84                   | —                    | 165,381             |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加84株は単元未満株式の買取による増加であります。



## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 繰延税金資産                           |          |
| たな卸資産                            | 13,714   |
| 未払事業税                            | 18,047   |
| 賞与引当金                            | 73,120   |
| 未払費用                             | 12,336   |
| 減損損失                             | 129,948  |
| 資産除去債務                           | 12,392   |
| 貸倒引当金                            | 4,138    |
| 退職給付引当金                          | 414,042  |
| 長期未払金                            | 16,617   |
| デリバティブ債務                         | 8,201    |
| その他                              | 51,708   |
| 繰延税金資産小計                         | 754,269  |
| 評価性引当額                           | △122,502 |
| 繰延税金資産合計                         | 631,766  |
| 繰延税金負債                           |          |
| 退職給付信託設定益                        | △29,002  |
| その他有価証券評価差額金                     | △16,306  |
| 資産除去債務                           | △4,349   |
| 繰延税金負債合計                         | △49,658  |
| 繰延税金資産の純額                        | 582,108  |
| 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 |          |
| 流動資産－繰延税金資産                      | 124,848  |
| 固定資産－繰延税金資産                      | 457,260  |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|     |           |
|-----|-----------|
| 1年内 | 121,518千円 |
| 1年超 | 192,862   |
| 合計  | 314,381千円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 属性   | 会社等の名称                              | 住所                | 資本金または出資金(千円)    | 事業の内容または職業           | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容         |               | 取引の内容      | 取引金額(千円) | 科目  | 期末残高(千円) |
|------|-------------------------------------|-------------------|------------------|----------------------|----------------|--------------|---------------|------------|----------|-----|----------|
|      |                                     |                   |                  |                      |                | 役員の兼任等       | 事業上の関係        |            |          |     |          |
| 子会社  | ㈱ミヤギ                                | 神奈川県座間市           | 95,800           | 金属プレス用金型の製造・販売       | 所有直接100%       | 兼任3名<br>出向1名 | 当社の外注先        | 債務保証(注)1   | 30,000   | —   | —        |
|      |                                     |                   |                  |                      |                |              |               | 機械加工(注)2   | 69,777   | 買掛金 | 6,436    |
|      |                                     |                   |                  |                      |                |              |               | 装置販売       | 280      | —   | —        |
| 関連会社 | KYODO DIE-WORKS (THAILAND) CO.,LTD. | タイ国 Pathum thani県 | (単位：千パーツ) 20,000 | アルミ押出用金型および付属品の製造・販売 | 所有直接50.0%      | 兼任2名<br>出向6名 | 当社の外注先および技術指導 | 技術料収入等(注)2 | 36,111   | 売掛金 | 8,893    |
| 関連会社 | 天津和興機電技術有限公司                        | 中国天津市             | (単位：千ドル) 150     | プレス金型の設計・製造・販売       | 所有直接45.0%      | 兼任1名         | 当社の外注先および技術指導 | 技術料収入等(注)2 | 2,174    | 売掛金 | 2,597    |

(注) 1. 債務保証については、金融機関からの借入につき行ったものであり、保証料は受領しておりません。

2. 取引条件および取引条件の決定方針

取引金額・価格等については、市場価格、当社希望価格を提示し、価格交渉の上一般取引条件と同様に決定しております。

3. 期末残高には、消費税等が含まれております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 948円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 81円27銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### 連結子会社の吸収合併

当社は、2019年3月15日開催の取締役会において、2019年6月1日を効力発生日として、当社完全子会社である株式会社ミヤギを吸収合併することを決議し、同日付けで合併契約書を締結いたしました。

#### (1)取引の概要

##### ①被合併企業の名称および当該事業の内容

被合併会社の名称 株式会社ミヤギ

事業の内容 金属プレス用金型、システム金型の製造販売

##### ②企業結合日

2019年6月1日

##### ③企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社ミヤギを消滅会社とする吸収合併とします。

##### ④その他取引の概要に関する事項

本合併は一体的な事業運営体制を構築することによる企業価値の更なる向上、経営判断の迅速化をめざすものであります。

#### (2)会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

## 10. その他の注記

該当事項はありません。

### 独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

株式会社 放電精密加工研究所

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 三 枝 哲 (印)  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山 崎 貴 史 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社放電精密加工研究所の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社放電精密加工研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年3月15日開催の取締役会において、2019年6月1日を効力発生日として、会社を存続会社、会社の100%子会社である株式会社ミヤギを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

株式会社 放電精密加工研究所  
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 三 枝 哲 (印)  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山 崎 貴 史 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社放電精密加工研究所の2018年3月1日から2019年2月28日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年3月15日開催の取締役会において、2019年6月1日を効力発生日として、会社を存続会社、会社の100%子会社である株式会社ミヤギを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び監査法人保森会計事務所から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月17日

株式会社 放電精密加工研究所 監査役会

常勤監査役 藤 江 勝 治 ㊟

社外監査役 高 芝 利 仁 ㊟

社外監査役 松 本 光 博 ㊟

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ安定した配当を継続して実施していくことを、配当政策の基本方針としており、第58期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は159,333,218円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月27日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 200,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社に移行する予定です。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### (2) 目的事項の追加

今後の当社の事業拡大に備えるため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うものであります。

#### (3) インターネット開示制度

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

#### (4) 取締役(業務執行取締役等であるものを除く)の責任限定契約

取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。なお、変更案第32条(取締役の責任免除)につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### (5) 剰余金処分の決定機関

機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定の新設等を行うものであります。

#### (6) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部は、変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第 2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>    &lt;新設&gt;<br/>    &lt;新設&gt;<br/>    (1) <u>金型の製作および加工</u><br/>    (2) <u>放電および研磨加工</u><br/>    (3) <u>放電加工附属装置の製作</u><br/>    (4) <u>動力機器、金属加工機械およびその附属機器の設計製作、販売ならびにメンテナンス</u><br/>        &lt;新設&gt;<br/>    (5) <u>金属、非鉄金属の表面処理加工業</u><br/>    (6) <u>ファインセラミックスの製造販売</u><br/><br/>    (7) <u>セラミックスと金属の複合材の製造販売</u><br/>    (8) <u>塗料の製造販売</u><br/>    (9) <u>精密光学機械器具の製造、販売</u><br/>    (10) <u>労働者派遣事業</u><br/>        &lt;新設&gt;<br/>        &lt;新設&gt;<br/><br/>    (11) <u>上記各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(機関)<br/>第 4条 当社は株主総会および取締役の他、次の機関を置く。<br/>    (1) 取締役会<br/>    (2) 監査役<br/>    (3) 監査役会<br/>    (4) 会計監査人</p> | <p>(目的)<br/>第 2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>    (1) <u>金属製品製造業または金属加工業</u><br/>    (2) <u>各種機械または同部分品製造修理業</u><br/>    (3) <u>金型の製造・販売</u><br/>    (4) <u>原動機製造業</u><br/>    (5) <u>電気機械器具製造業</u><br/>    (6) <u>輸送用機械器具製造業</u><br/><br/>    (7) <u>精密機械器具製造業</u><br/>    (8) <u>金属、非鉄金属の表面処理加工業</u><br/>    (9) <u>合成樹脂・セラミックス・炭素繊維等の製品およびその素材品の製造・販売</u><br/>        &lt;削除&gt;<br/>    (10) <u>塗料の製造・販売</u><br/>        &lt;削除&gt;<br/>    (11) <u>労働者派遣事業</u><br/>    (12) <u>発電事業および電気の売買に関する事業</u><br/>    (13) <u>前各号に関するエンジニアリング・コンサルティング・発明研究およびその利用</u><br/>    (14) <u>前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(機関)<br/>第 4条 当社は株主総会および取締役の他、次の機関を置く。<br/>    (1) 取締役会<br/>    (2) <u>監査等委員会</u><br/>        &lt;削除&gt;<br/>    (3) 会計監査人</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会ならびに<u>監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、15名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第20条～第22条 (条文省略)</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間</u>は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第21条～第23条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</p> | <p>(監査等委員会規則)<br/>第29条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p> <p>(常勤監査等委員)<br/>第30条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(報酬等)<br/>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |



| 現 行 定 款                                                                       | 変 更 案             |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <p>第5章 監査役および監査役会</p>                                                         | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(監査役の員数)</p>                                                               |                   |
| <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>                                                 | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(監査役の選任方法)</p>                                                             |                   |
| <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p>                                                | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> |                   |
| <p>(監査役の任期)</p>                                                               |                   |
| <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>              | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>             |                   |
| <p>(補欠監査役)</p>                                                                |                   |
| <p>第31条 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>               | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>2. 補欠監査役の選任決議は、第29条第2項の規定を準用する。</p>                                        |                   |
| <p>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p>                  |                   |
| <p>4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>  |                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <p>(常勤の監査役)<br/> 第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p>                                                                                                                                                                                                                     | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(監査役会の招集通知)<br/> 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。<br/> 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>                                                                                                                            | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(監査役会規程)<br/> 第34条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</p>                                                                                                                                                                                   | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(監査役の報酬等)<br/> 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>                                                                                                                                                                                                                    | <p>&lt;削除&gt;</p> |
| <p>(監査役の責任免除)<br/> 第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。<br/> 2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>                                                                                                                                                                                                                     | <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第40条 (条文省略)</p> | <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>                                                                                                                                                                                                                       | <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(期末配当)</p> <p>第42条 期末配当は、毎年2月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 取締役会の決議により、毎年8月31日現在の最終の株主名簿等に記載または記録されている株主または登録株式質権者に中間配当をすることができる。</p>                                                                | <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p>                                                                                                                                                       |

| 現 行 定 款            | 変 更 案                                                                                                                                           |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新設&gt;</p>  | <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)<br/> <u>第38条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</p>             |
| <p>&lt;新設&gt;</p>  | <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)<br/> <u>第39条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。<br/> 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。<br/> 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>     |
| <p>第44条 (条文省略)</p> | <p>第40条 (現行どおり)</p>                                                                                                                             |
| <p>&lt;新設&gt;</p>  | <p>附 則</p>                                                                                                                                      |
| <p>&lt;新設&gt;</p>  | <p>(<u>監査役の実任免除に関する経過措置</u>)<br/> <u>1. 当社は、第58回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |
| <p>&lt;新設&gt;</p>  | <p><u>2. 第58回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p>                      |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本議案において同じ）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

|           |   |         |         |         |         |                     |                          |    |
|-----------|---|---------|---------|---------|---------|---------------------|--------------------------|----|
| 候補者<br>番号 | 1 | ふた<br>二 | むら<br>村 | かつ<br>勝 | ひこ<br>彦 | ■ 生年月日<br>1944年9月7日 | ■ 所有する当社株式の数<br>209,340株 | 再任 |
|-----------|---|---------|---------|---------|---------|---------------------|--------------------------|----|



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 1965年12月 | 当社入社            |
| 1995年9月  | 当社管理部長          |
| 1995年11月 | 当社取締役就任         |
| 2004年3月  | 当社常務取締役就任       |
| 2005年5月  | 当社代表取締役社長就任     |
| 2018年5月  | 当社取締役会長就任 現在に至る |

#### 取締役候補者とした理由

二村 勝彦氏は、2005年5月から2018年5月まで当社の代表取締役社長として当社グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しており、経営全般の監督のため引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2 工 藤 紀 雄

生年月日  
1953年2月8日

所有する当社株式の数  
10,800株

再任



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年10月 富士電波電算機センター株式会社入社  
1982年4月 日鉄鉱業株式会社入社  
1989年3月 京北ビジネス株式会社入社  
1997年9月 当社入社  
2006年3月 当社航空トリボ事業部長  
2008年3月 当社MPソリューション中部事業部長  
2008年5月 当社取締役就任  
2009年5月 当社常務取締役就任  
2013年5月 当社専務取締役就任  
2017年5月 当社取締役副社長就任  
2018年5月 当社代表取締役社長就任 現在に至る

#### 取締役候補者とした理由

工藤 紀雄氏は、2008年5月の取締役就任後、常務取締役、専務取締役、取締役副社長を歴任し、当社グループの経営改革を推進し、当社グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。2018年5月からは代表取締役社長に就任しており、経営全般の統轄管理および当社グループの企業価値向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3 おおむら  
大村

とある  
亮

■生年月日  
1952年9月29日

■所有する当社株式の数  
19,600株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年3月 東京マックス株式会社入社  
1985年7月 富士ゼロックス株式会社入社  
1987年1月 当社入社  
2007年3月 当社管理部部長  
2007年5月 当社取締役就任  
2017年5月 当社常務取締役就任 現在に至る  
(現在の担当)  
管理部長、情報開示担当

取締役候補者とした理由

大村 亮氏は、社外での豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの管理部門を管掌し、当社グループの経営戦略、企業統治をリードしてきた経験と実績を有しており、引き続き選任をお願いするものとあります。

候補者  
番号

4 あんどう  
安藤 洋平

へい  
平

■生年月日  
1954年6月22日

■所有する当社株式の数  
10,500株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 三菱重工業株式会社入社  
2006年4月 三菱重工業名古屋誘導推進システム製作所 品質保証部長  
2010年4月 当社入社 原動機事業部長  
2011年3月 当社MPソリューション中部事業部長  
2011年5月 当社取締役就任 現在に至る  
(現在の担当)  
MPソリューション中部事業部担当、品質システム管理室担当

取締役候補者とした理由

安藤 洋平氏は、社外での豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの新事業である航空機エンジン部品事業をリードしてきた経験と実績を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5 ほそ え ひろ た ろ う  
細 江 廣 太 郎

生年月日  
1952年6月24日

所有する当社株式の数  
217,500株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 富士写真フイルム株式会社入社  
2005年12月 当社入社  
2008年4月 当社業務改革推進部長  
2009年5月 当社塗料事業部長  
2011年10月 当社技術開発部長  
2013年5月 当社取締役就任 現在に至る  
(現在の担当)  
事業開発部長、事業推進担当

取締役候補者とした理由

細江 廣太郎氏は、社外での豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの研究開発活動および事業推進をリードしてきた経験と実績を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6 や べ じゅん  
矢 部 純

生年月日  
1966年4月21日

所有する当社株式の数  
7,500株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年3月 当社入社  
2009年5月 当社開発事業部長  
2013年5月 当社取締役就任 現在に至る  
(現在の担当)  
産業メカトロニクス事業部担当、株式会社ミヤギ担当

取締役候補者とした理由

矢部 純氏は、当社グループの各セグメントで活躍してきた経験と見識を活かし、当社グループの機械装置等事業をリードしてきた経験と実績を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者  
番号

7 たき かわ こう じ  
瀧 川 浩 二

生年月日  
1964年7月7日

所有する当社株式の数  
11,800株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年12月 当社入社  
2014年3月 当社原動機事業部長  
2015年9月 当社執行役員就任 現在に至る  
2017年5月 当社取締役就任 現在に至る  
(現在の担当)  
MPソリューション東関東事業部担当、原動機事業部担当

取締役候補者とした理由

瀧川 浩二氏は、当社グループの各セグメントで活躍してきた経験と見識を活かし、当社グループの原動機事業をリードしてきた経験と実績を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

8 むら た ちから  
村 田 力

生年月日  
1956年6月10日

所有する当社株式の数  
3,900株

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 ジャパックス株式会社入社  
1990年4月 当社入社  
2015年9月 当社執行役員就任 現在に至る  
2018年3月 当社産業メカトロニクス事業部長 現在に至る  
(現在の担当)  
産業メカトロニクス事業部長

取締役候補者とした理由

村田 力氏は、機械装置等事業でプレス機の技術開発を中心となって推進してきた経験と実績を有しており、選任をお願いするものであります。

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類



## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                    |
|----------|--------------------|
| 1974年 9月 | 監査法人中央会計事務所入所      |
| 1982年 2月 | 監査法人保森会計事務所入所      |
| 2002年 7月 | 同所代表社員             |
| 2009年 5月 | 同所副包括代表社員          |
| 2015年12月 | 津倉公認会計士事務所所長 現在に至る |
| 2017年 5月 | 当社取締役就任 現在に至る      |

## 社外取締役候補者とした理由

津倉 眞氏は、公認会計士として長年の実務経験を有する財務および会計の専門家であり、その豊富な経験と高い見識を当社の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 津倉 眞氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって在任期間は2年となります。
3. 当社は、現行定款第27条第2項の規定に基づき、社外取締役 津倉 眞氏との間で責任限定契約を締結しております。
- 当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。
- また、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1 藤江勝治

■ 生年月日  
1954年8月5日

■ 所有する当社株式の数  
1,600株

新任



#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年3月 当社入社  
2005年4月 当社セラミックス事業部長  
2009年5月 当社業務改革推進部長  
2010年9月 当社総務部長  
2014年8月 当社嘱託管理部長付  
2017年7月 当社監査役就任 現在に至る

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

藤江 勝治氏は、当社の事業部長、総務部長等を歴任し、当社の企業活動全般を掌握しており、当社の経営全般にわたる幅広い監査・監督をしていただくことで、当社の企業統治がさらに強化できると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2 たか しば とし ひと  
高 芝 利 仁

■ 生年月日  
1949年4月6日

■ 所有する当社株式の数  
9,400株

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 弁護士登録 東京弁護士会所属  
1989年7月 高芝法律事務所所長 現在に至る  
2009年5月 当社監査役就任 現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

高芝 利仁氏は、弁護士として長年の実務経験を有する法律の専門家であり、その豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものがあります。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者  
番号

3 まつ もと みつ ひろ  
松 本 光 博

■ 生年月日  
1969年5月7日

■ 所有する当社株式の数  
2,500株

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年10月 青山監査法人入所  
1999年10月 公認会計士松本事務所開設 現在に至る  
2005年2月 株式会社ディーセント・コンサルティング設立 代表取締役  
就任 現在に至る  
2014年8月 当社監査役就任 現在に至る

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

松本 光博氏は、公認会計士として長年の実務経験を有する財務および会計の専門家であり、その豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高芝 利仁氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役であり、本総会終結の時をもって在任期間は10年となります。  
また、同氏は金融商品取引所に届出を行っている独立役員であります。
3. 松本 光博氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役であり、本総会終結の時をもって在任期間は4年9カ月となります。
4. 当社は、現行定款第36条第2項の規定に基づき、常勤監査役 藤江 勝治氏、社外監査役 高芝利仁氏および社外監査役 松本 光博氏との間で責任限定契約を締結しております。  
当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、三氏が監査役の職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。  
また、三氏の選任が承認された場合、三氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年5月29日開催の第52回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は9名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以 上

× 毛 欄

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

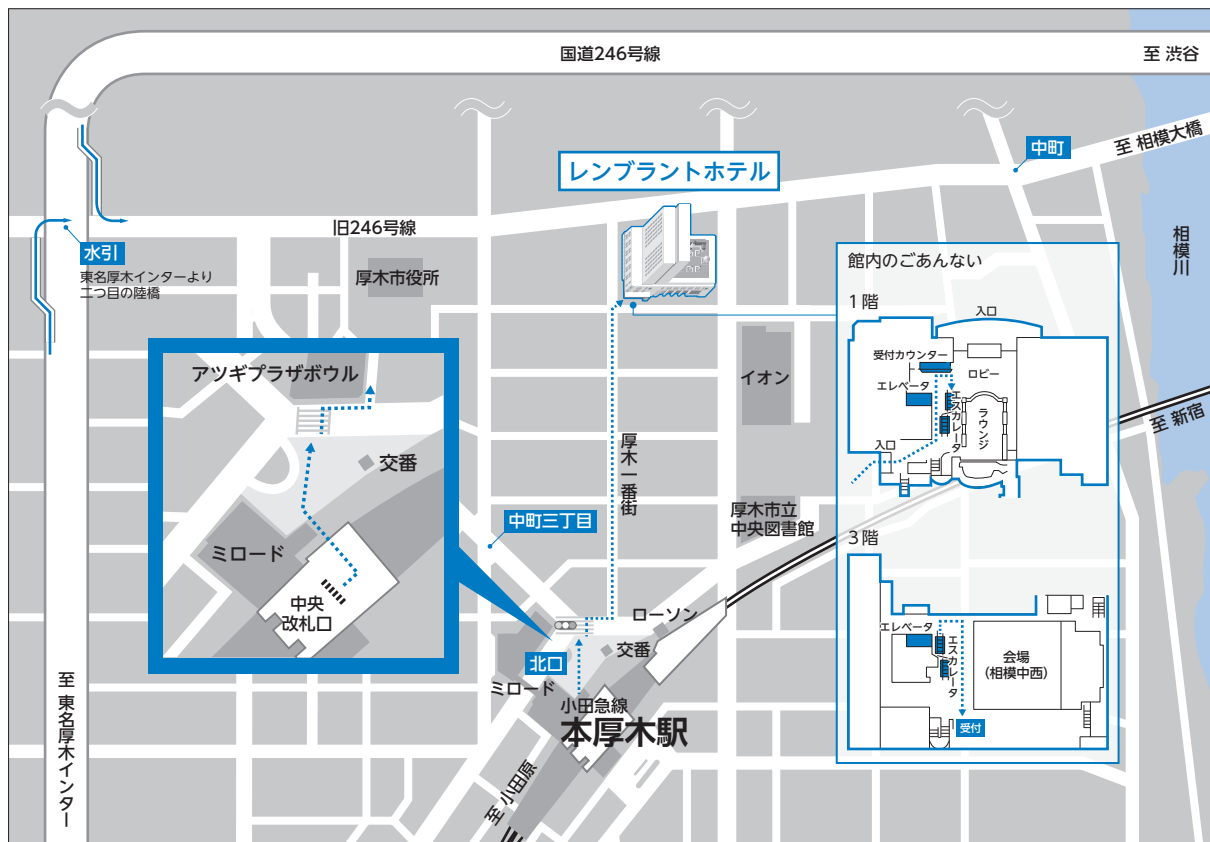
# 株主総会会場 ご案内図

会場

神奈川県厚木市中町二丁目13番1号

レンブラントホテル厚木 3階 相模中西

TEL : 046 (221) 0001



## 交通のご案内

小田急線「本厚木駅」(中央改札を出て左)より徒歩5分

- 小田急線／新宿駅より約55分
- 小田急線／小田原駅より約40分
- 相鉄線／横浜駅より約40分 (海老名駅にて小田急線乗り換え)
- お車利用の場合／東名厚木インターから約3km (駐車場：地下および周辺駐車場に150台収容)

※まことに恐縮でございますが、駐車台数に限りがありますのでご不便をおかけすることがあるかと存じます。あらかじめご了承ください。

株式会社放電精密加工研究所

〒243-0213 神奈川県厚木市飯山 3110  
ホームページURL <https://www.hsk.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。